

会 議 録

会議名称	第10回佐倉市立保育園等の在り方検討会
開催日時	平成22年10月21日(木) 午後2時～午後4時00分
開催場所	佐倉市役所1号館6階 第3会議室
出席者等	委員：松崎委員、桑原委員、石塚委員、坂下委員、猪間委員、藤崎委員、横山委員 事務局：健康こども部 石井部長 子育て支援課 永山課長、 高橋副主幹、田中主査、東郷主査、岡澤主査、滋野主査 小林主査補、酒井主任主事、岩井主任主事
会議議題	(1) 第9回議論の整理 (2) 児童センター・学童保育所の在り方について (3) 保育園・児童センター・学童保育所についての総括議論 (4) その他
会議経過	別紙、第10回佐倉市立保育園等の在り方検討会 会議録のとおり

第10回佐倉市立保育園等の在り方検討会会議録

【1 開会】

- (1) 健康こども部長 挨拶
- (2) 佐倉市立保育園等の在り方検討会会長 挨拶

【2 議事】

(1) 第9回議論の整理(資料1)

<事務局より資料1に基づき説明>

質疑・意見等なし

(2) 児童センター・学童保育所の在り方について(資料2)

「1 児童センターの在るべき方向」「2 学童保育の在るべき方向」

(事務局)

<資料2に基づき説明>

前回、提言案をご説明しましたが、委員よりご意見、ご指摘がありましたので、項目や表現も含めて見直しました。

(会長)

まず児童センターについて、学童保育所と切り離すべきだという意見がはっきりと出ました。児童センターそのものを、新しい地域のさまざまなニーズに対応できるようなプログラムを展開できるようにということです。それに関わって、地域のNPOやボランティア、子育てに関わる市民と連携し、まさに地域の核になっていければということです。

(委員)

費用負担については委員意見のみが「その他」として掲載されていますが、提言としないのでしょうか。

(事務局)

民間学童保育所には、委託料を支払っていますが、実際には入所決定から費用の徴収まですべて実施していただいていますので、本来なら補助金のような性質です。学童保育所の配置は1小学校区1か所程度という状況で、学区の中にサービスが厚くて料金が高い民間学童保育所と、サービスも料金も標準的な公立学童保育所があって選択できるというわけではないので、この状態は解消したいと考えています。今年度、民間学童保育所から運営経費の詳しい資料をいただいています。項目が違っていた比較しにくいので、ヒアリングをして把握し、公立と民間の差を縮めていきたいと考えています。

(委員)

保育園の場合は公立と民間で親の負担金額は同じですが、学童保育所は通うところによって金額が違うということはいかなるものでしょうか。また、金額は6千円ですが、保護者負担は経費の3分の1であり、受益者負担ということを見ると、他市町村はもっと高いですから、上げろ、下げろということではないですが、提言の中で検討する必要はあるのではないのでしょうか。保護者にとっては一番切実な観点です。

(事務局)

問題は認識していますので、提言に加えたいと思います。どういう形で掲載するか、ご意見いただければと思います。

(会長)

まず、学童保育所には公立民間の差があり、親の負担としてどうかということ、また、経費の3分の1が保護者負担でよいかということですね。

(事務局)

佐倉は6千円、印旛管内は佐倉にならって6千円、八千代市では1万2千円などです。金額でいくらというのは難しいですが、公立を少し上げ、民間を少し下がる形で、補助金の整理も含めて考えています。

(会長)

公立民間合わせて、やらなければいけないプログラムやカリキュラム、目標があり、そこまでは共通にしておき、それ以上のことを民間でやるということであれば、民間の創意工夫なので、保護者の合意で民間を選ばれるのであれば、上乘せしてもよいのではないのでしょうか。学童保育の、保護者が帰ってくるまで安全に守るというところでは、民間も公立もありません。そこをどう費用負担するかという問題は、せめて「検討する」程度は提言に入れてもよいのではないのでしょうか。

(事務局)

基本は共通部分を同じにして、選択肢の部分は強制ではなく選択できるようにすればいいのではないかと考えています。

(会長)

保護者の中には習字を教えてほしい等の意見もありました。それをどう考えるかということと、費用負担の問題も検討すべき内容ですので、少し提言に入れていただきたいと思います。

「3 児童センター・公立学童保育所の今後の管理運営について」

(事務局)

<「資料2」9ページから説明>

基本は前回と変わっていません。方向性として「指定管理者制度の導入」と「民

営化（民間移譲）」を掲げていましたが、通常の業務委託も選択肢にあるのではないかとということで、「民間委託」を加えました。

児童センターを民営化する手法としては、3つあります。指定管理者制度では、民間事業者が施設の管理、料金徴収から、プログラムまですべてを行います。業務委託は、施設の管理というより、業務の委託で、インストラクターの採用、事務だけを運営し、施設の修繕などは市で行います。保育園の中の学童保育所や、単独で設置の学童保育所は、保育園と一緒に民営化するなど、民間に譲渡する手法も選択肢に入れていきます。

（会長）

これでより深いサービスが実現できれば望ましいところです。最終的には、また総括でご意見をいただきたいと思います。

（3）保育園、児童センター、学童保育所についての総括議論（資料3）

（事務局）

<資料3に基づき説明>

平成21年3月の第1回会議から1年半にわたって議論をしていただき、ひととおり各項目の検討が終わりました。資料3の内容は、基本的にはその当時の「現状と課題」になっています。場合によっては2年前のデータを使っていますので、最終提言には最新データに更新したいと考えています。

27ページの「4 公立保育園の民営化（民間移管）」についての部分は、ご説明はしましたが議論はしていただけていないので、この部分について今日議論していただければと思います。

また、本日の資料2「児童センター・学童保育所の在り方」については、「 」として提言の中に掲載します。

そのほか、全体の形体も含めて議論をお願いします。

（会長）

全体としてまとめて市長に提言するということですので、どういう構成になっているか把握が必要です。また、公立保育園の役割の部分で議論していただきたいということが事務局からの要請です。

保育園の民営化という部分では、検討はしてきましたが、学童保育所等と比べると少なかったということです。今まで議論してきた内容が盛り込まれているということでした。

（委員）

11ページの「7 職員配置」について、正規職員77人、臨時職員156人という数字は、育児休業の人は正規職員のほうに入っているのか、そしてその補充の人員が非常勤に入っているのか、確認したいと思います。

（事務局）

育児休業中の職員は正規職員77人の中に入っていて、臨時156人にその代替職員が入っています。

(委員)

それでは重複しているのではないですか。

(会長)

単純な正規か臨時かではわかりにくいと思います。

(委員)

普通、こういったデータを出すときは、正規職員の療養休暇、育児休業、産休等の代替分は除いて非常勤の人数を出します。そうすると正確な割合が出ます。本来は正規職員がいるのですから。

(委員)

民間の場合はどのようにカウントするのですか。

(委員)

他の保育園は詳細わかりませんが、自分の保育園には該当者がいないので、常勤と非常勤はしっかり分かれています。

(会長)

人数比だけ見ると、なんでこんな異常なことになっているかと思われまので、説明を入れる等の対応が必要です。

(事務局)

最初にご説明したときにもわかりにくいとご指摘があり、補足資料で週3日勤務の場合は2人で1人など、常勤職員の人数に換算した数字を出しました。実人数では正規保育士が37%、非正規保育士が63%ですが、常勤換算で補正すると、正規44%、非正規56%となります。県内調査を実施し、回答いただいた24団体中では、正規比率は低い方から3番目です。わかりにくい資料については見直したいと思います。

(会長)

育児休業等の取得者は20人程度ということですが、今がピークで今後は減るのではないのでしょうか。

(事務局)

近年、育児休業が生後3年間まで取得できるようになり、育児短時間勤務が就学前まで可能になりました。平成20年度には育児短時間勤務の制度はなかったので入っていませんが、30代の職員が多いため、育児休業等の取得者が多くなっています。

育児短時間勤務は、週3日勤務の場合、残りの3日間を担当する相手を探すのが難しく、また、週3日勤務ではクラス担任ができないので、週5日勤務の人を充てています。

(委員)

佐倉市は、定員適正化計画のもとに職員を減らし、給与も減らしています。養成学校を卒業して保育士と幼稚園教諭の2つの資格を取った人が、就職口が見つからず、臨時保育士になるという状況を市が作っています。せっかく意志を持って子育て支援に励もうとしている若者たちです。専門職が安定した形で才能を活かせるようにするのがよいと考えます。公立のコスト削減の努力は認めますが、長期的に見ると専門職が安心して就労することができる社会にはなりません。

(委員)

本当にそう思います。

(事務局)

保育士は途中でやめることもあるので、補充してもらっていて、一般職よりは優遇されています。来年度も栄養士や保健師より保育士を多く採用するようお願いしています。前もってやめる人がわかると市も計画的に採用できますが、急に2月頃になって年度末でやめたいという人も出ます。今年度は3名採用しましたが、結果的に増員にはなりませんでした。今年度の採用者は3名全員が経験者でした。年度途中で募集をかけても集まらない状況です。

(会長)

保育園は女性にとって魅力ある仕事になってないのでしょうか。労働条件が厳しいからでしょうか。

(委員)

専門学校では、保育士、幼稚園教諭、介護ヘルパーの3つの資格を取得するのですが、実習に行くと福祉施設のヘルパーに流れる傾向があります。保育園の先生は厳しいものを求められて、魅力を感じないようです。それに負けている学生も学生なので厳しく言いますが、介護施設に行ったほうが「みんなやさしい」と言うのです。保育園には癒されに行くという気持ちの学生は多いです。仕事はそうではないと、学生の気持ちを切り替えるのは難しいです。

(事務局)

実習に行き、子どもを遊ばせておけばいいということではなく、細かいところまで配慮しているのを見て、反省会などで大変だという感想を述べるようです。

(委員)

今の学生は、職業的な厳しさのとらえ方がもう少し足りないと思います。学生の言葉を聞いたり、実習日誌や反省文を見たりすると「これは叱られてるのではなくて、教えてくれているのだよ」というところを伝えていかなければならないと感じます。

(事務局)

専門職の中でも、保育士の採用はほかの部署よりかなり優遇されています。これだけ職員採用が抑制されている中で、毎年3人程度は確実に採用されています。保育園は保育士資格者がいないと運営できないので、人が絶えないよう、採用はこれからもしていくので、ご理解いただきたいと思います。

(委員)

提言とは直接関係ないかもしれませんが、結局、長いスパンでものを考えると、市にそういう職員がいなくなってしまう。

(会長)

20年ぐらい先を見通した中で、提言にありますように、今後の公立保育園の役割は、重度・重複障害児や虐待を受けている児童の保育などを担えるぐらいの専門性を育てていかなければなりません。そのことを自覚して、きちんとつながって行くようにやっていただきたいと思います。

職員配置の部分は、現状の説明の仕方を工夫していただきたいと思います。併せて、将来推計的なところも本当は必要ではないかと思います。

(会長)

「4 公立保育園の民営化(民間移管)」ですが、保育園の民営化について、このような形でガイドラインを作成し、選考もしっかり考え、在園児童への影響を最小限に留める対応等、提言にいろいろ入っています。特に保育園ですので、慎重に移管するというのは大切です。共同保育等、工夫は記載されています。

(委員)

保育所を民営化するためには、どういう保育をするなど審査の基準があると思います。以前、株式会社の保育園を見学した際、その園長先生の話では、マニュアルに沿って言葉を丁寧にやっているということでしたが、見てみると、言葉は丁寧なのですが、心が何も入っていません。そして最後に笑うのですが、笑い方が心からでなく、不自然でした。子どもが経験しなければいけないことよりも、外部に対して見栄えがいいことや、保育者の都合等を優先してしまっているように感じます。やはり株式会社は利益を追求するということですから、そういうところが出ているのではないのでしょうか。

私立がすべて悪いとは言いません。子どもの本来の姿を見ている保育園もあります。民営化に憂いはありませんか。

(委員)

そのような状況は確かに感じています。慎重にやらなければいけない部分と感じています。

千葉県の東京寄りの市町村では、民営化はかなり前から実施しています。このタイミングで民営化の検討をするのはどうしてでしょうか。5年前ならわかりますが、特に平成25年から制度がどうなるかという状況での審議であり、そのあたりはいかがかと思います。

経営が最優先にされがちになってしまうということで、子育て・育ちがどこまで担保されるかが心配です。それからエムケイグループのように、本体がつぶれると保育園に通っていた子どもたちや保護者はどうなるのかという危惧があります。委員が見学された保育園は、おそらく第三者評価をすると高い点が付きます。そこを意識したマニュアルがあるのです。

(会長)

ただ、何かの基準を作って評価をしなければならないという部分があります。評価そのものや、どういう人がどういう評価をするかが問題です。きちんと資格を取って評価をしている人もいます。評価者を評価するぐらいの専門性を持っていないといけないと思います。

確かに平成25年に国の制度がどうなっていくか、新システムの中で検討がありますが、大きく言って多様化ということは方向性としてあると思います。昭和30年代、40年代のころのように公立保育園が建つ時代ではなく、新しい枠組みとして、すべての保護者に子育て支援を提供するようになると考えると、多様な枠組みを用意することになるかと思いますが、財源がどう下りてくるか、使い方もはっきりしていませんが、なんらかの形でもっと地方に財源は来ると思います。

マニュアル化は、高齢者やグループホームでも進んでいます。しかし、子どもを育てる重要なところがそれだと困ります。そういうところはどうなのでしょう。行政機関はどう指導をできるのでしょうか。民営化して任せきりではなく、指導したり、確認したり、保育の質を評価するという役割も公立保育園に必要です。

(事務局)

評価の件は、29ページ「運営主体の選定の考え方」にあります。佐倉市で市有地を活用して保育園運営者を公募した際も、学識経験者の委員会を設置して、膨大な資料を求めて、審査しました。その結果、公募した2園は保護者にも評価されています。他団体の方針では経験ある社会福祉法人に限るべきとありましたが、やる気のある法人は東京都などですすでに民営化の受け手となっており、それ以外のところは興味がないという状況です。佐倉市では、株式会社だからだめ、社会福祉法人は良いということではなく、きちんとした条件の設定をしたいと思います。

公募して誘致した保育園に対しては、市には監査権限はなく、県の指導監査で同行する程度ですが、民間に移管する園については、保護者、園、市で定期的に話し合いの場を設けるなどアフターフォローも考えています。

以前紹介した「保育を考える親の会」の意見では、民営化の周知は最低でも2年前にということでした。そうすると、今から民営化するとして、最短でも3年後からです。平成25年からの新システムの導入に際して、その大改正を市が主導でやるとなると、その間、民営化の検討はできないのが現実的な話です。新システムの話も注意しながら、大きな方向性を2年間の集大成で提言いただければと思います。

(会長)

いろいろご意見ございましたが、次回、最終的にまとめをしたいと思います。

(4) その他

子ども・子育て新システムについて(資料4)

(事務局)

<資料4に基づき説明>

前回7月の資料と内容は変わらず、すべてにおいて検討中で、新しい情報は特
にありません。新しい情報が入り次第、お知らせしたいと思います。

(会長)

今回はかなり包括的に、すべて働く母親の支援から、子育て、待機児童まで、
広く全般にわたります。これだけのことをまとめて議論したことがこれまでな
かったので、新システムは戦後初めての大きな転換です。それを視野に入れて検討しな
ければなりません。

今後の進め方について

(事務局)

1月に次回第11回の会議の開催を予定していますので、今日のご意見を踏
まえて提言のたたき台を用意します。そして第12回会議を1月18日に開催
し、最終的なとりまとめを行っていただきたいと思います。3月中下旬に提言を
提出できればと考えています。

(会長)

実質あと2回です。検討すべきことはご議論いただいたと思うので、次回まで
にたたき台を用意し、読んでいただいて事前に事務局に意見を寄せていただきた
いと思います。統計資料も脚注を付けて説明するなど、一般の市民が提言書を読
むときに、なるほどとわかる形で出したいと思います。それから、提言のまとめ
かたですが、何がポイントかわかりやすい形にしていいただければと思います。

スケジュールは、事務局提案のとおり進めてよろしいでしょうか。

委員了承

(会長)

ではそのように進め、3月に市長へ提言したいと思います。

【3 閉会】

以上